



# Tax Analysis

中国

デロイト トーマツ税理士法人

2016年5月号

※本ニュースレターは、[中文](#)ニュースレターの翻訳版です。  
日本語訳と原文(中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

## 越境電子商取引の小売輸入に関する新しい租税政策の公布

中国政府は3月末から4月初めにかけて一連の通達を公布し、2016年4月8日から、越境電子商取引(以下「越境 EC」)の小売輸入(企業と消費者の取引、すなわち B2C)に対して、新しい租税政策を実施する旨を明らかにした<sup>1</sup>。新政策の実施後、越境 EC の小売輸入に係る税負担に変化が生じる。

### (1) 背景

規定に基づき、中国税関は一般的に、輸入される商品を輸入貨物と輸入物品(個人が携帯して国内に持ち込む荷物または国内に郵送される物品。合理的な数量の自己使用目的のものに限る)の二種類に分けて、輸入段階の税金を徴収している。輸入貨物は通常、課税価格と適用税率に基づき計算した輸入関税、増値税と消費税(適用される場合)を徴収される。この課税価格は取引価格に基づき決定される。輸入物品は一般的に貿易属性を持たず、ほとんどの場合、固定課税価格と総合税率によって計算した税金(輸入物品の場合、“行郵税”と称される)を徴収されるが、それが一定額以下であれば、徴収を免除される。輸入貨物に比べて、輸入物品のほうが税額の計算が簡単であり、全体的な税負担も小さい。

これまでの実務(特に越境 EC の試験的運用地区)では、個人が越境 EC プラットフォームを通じて購入する商品は多くの場合、輸入物品として扱われ、行郵税が課されてきた。このような商品取引は以前からある輸入物品とは異なり、一定の貿易属性を有するため、もし当該取引に行郵税しか課されないならば、国内販売用に一般貿易で輸入される貨物および国産貨物よりも全体的な税負担が小さくなり、競争が不公平なものとなり得る。

1 主な関連通達は以下のとおりである。

- 「越境電子商取引の小売輸入に係る租税政策についての通知」(財関税[2016]18号)
- 「越境電子商取引の小売輸出入商品に対する監督管理に関する事項についての公告」(税関総署公告 2016年第26号)
- 「越境電子商取引の小売輸入商品リストの公布に関する公告」(財政部、発展改革委員会、工業情報化部、農業部、商務部、税関総署、国家税務総局、質検総局、食品薬品監管総局、絶滅危惧種輸出入管理弁公室、国家暗号管理局公告 2016年第40号)
- 「越境電子商取引の小売輸入商品リスト(第二弾)の公布に関する公告」(財政部、発展改革委員会、工業情報化部、環境保護部、農業部、商務部、中国人民銀行、税関総署、国家税務総局、質検総局、新聞出版広電総局、食品薬品監管総局、絶滅危惧種輸出入管理弁公室公告 2016年第47号)

故に中国政府は、越境 EC の小売輸入に対して新しい租税政策(以下「越境 EC の小売輸入租税政策」)を実施することを決定した。今後、越境 EC の小売輸入商品は輸入貨物として扱われるようになるが、一般輸入貨物とは別に、独自の方法で税額の計算と徴収が行われる。今回の政策の変更は、中国が実質的に輸入される商品を一般輸入貨物、輸入物品、越境 EC の小売輸入商品の三種類に分け、それぞれに異なる輸入租税政策が適用されることを意味する。

上記の政策変更と併せて、中国は輸入物品に適用される行郵税税率の調整も行った<sup>2</sup>。これにより、各商品に係る行郵税税率は同種類の輸入貨物に係る総合税率とほぼ一致するようになる。当該変更も 2016 年 4 月 8 日から実施される。

## (2) 新政策の概要

### 1) 納税主体

新しい越境 EC の小売輸入租税政策の下で、越境 EC の小売輸入商品を購入する個人が納税義務者となり、EC 企業、EC プラットフォーム企業または物流企業を代理徴収代理納付義務者とすることができる。

### 2) 適用範囲

#### 商品の範囲：

工業原材料等の商品が越境 EC の小売輸入のルートから国内に入ることを避けると同時に、日常的な徴税管理を行いやすくするために、越境 EC の小売輸入租税政策の適用対象商品に対しては、リストによる管理を実施する。財政部等の部門が先ごろ公布した二つの商品リストにはそれぞれ 1,142 と 151 の 8 桁のコードの商品が含まれている。それらの商品は主に、国内に一定の消費需要があり、関係部門の監督管理要求を満たすことができ、かつ国際宅配、国際郵便等で輸入可能な生活消費品であり、一部の食品・飲料、衣服・靴・帽子、家庭用電器および一部の化粧品、紙おむつ、児童用玩具、マグボトル等が含まれる。越境 EC の小売輸入商品リストは、越境 EC の発展状況と消費者の需要の変化等の要因に応じて、適時に調整される。

#### 取引の範囲：

越境 EC の小売輸入租税政策を適用する取引は、以下の条件を満たす必要がある。

- 税関とネットワークでつながる EC プラットフォームを通じた取引であり、取引、支払、物流の電子情報(“三単”)の照合が実現できること
- 税関とネットワークでつながる EC プラットフォームを通じた取引ではないが、宅配、郵便企業が統一的に取引、支払、物流等の電子情報を提供でき、かつ相応の法的責任を負うことを承諾すること

### 3) 税額の計算

新政策が実施されるまで、越境 EC の小売輸入商品は一般的に輸入物品として行郵税を徴収されていた。次表は、新しい越境 EC の小売輸入租税政策と従来の輸入物品(個人の郵送による輸入物品)に係る行郵税政策の下での税額の計算を比較したものである。

---

<sup>2</sup> 主な関連通達は以下のとおりである。

- 「輸入物品に係る輸入税の調整に関する問題についての通知」(税委会[2016]2 号)
- 「<中華人民共和国輸入物品分類表>および<中華人民共和国輸入物品課税価格表>に関する公告」(税関総署公告 2016 年第 25 号)

	越境 EC の小売輸入商品	輸入物品 (個人の郵送による輸入物品)
取引 上限額	1 回の取引は 2,000 元、個人の年間の取引は 2 万円を上限額とする。  上限額を超える場合は、一般輸入貨物として、輸入段階の税金を全額徴収する。	1 回の取引につき、800 元(香港、マカオ、台湾からの輸入の場合)または 1,000 元(香港、マカオ、台湾以外からの輸入の場合)を上限額とする。  分割できない物品が 1 件のみある場合、上限額を超えても、審査の結果、個人の自己使用目的のものであると認められれば、輸入物品として扱う。  その他の場合、上限額を超えれば、返送するか、貨物の規定に従って通関手続を行う。
課税価格	実際の取引価格(商品の小売価格、輸送料と保険料を含む)	『課税価格表』に記載された固定価格により決定する。『課税価格表』に記載がない場合、同一物品、同一源泉地の直近の主要市場における小売価格に基づき決定する。  試験的運用地区の越境 EC 企業は、電子注文書の実際の販売価格を課税価格とする。
適用税率	関税税率 0%  増値税、消費税は、法定納税額の 70%を徴収する。	2016 年 4 月 7 日以前: 10%、20%、30%、50%  2016 年 4 月 8 日以降: 15%、30%、60%
免税枠	なし	輸入税の税額が 50 元以下の場合は免税となる。
返品および 税額還付	通関日から 30 日以内に返品する場合は、税額還付を申請することができる。また、個人の年間の取引総額も調整される。	なし

### (3) デロイトのコメント

#### 1) 関連商品の輸入に係る税負担の増加

新政策が実施されるまで、越境 EC の小売輸入商品には行郵税が課されていたため、その税負担は全体として一般貿易による輸入貨物よりも小さかった。行郵税政策における 50 元以下の税額の免除や、1 件の分割できない物品が個人の自己使用目的のものであれば、上限額を超える場合でも輸入物品として扱うという規定は、税負担の低減を図れる可能性のあるものとして、一部の越境 EC 企業の関心を集めた。

新政策の実施後、当該政策が適用される商品は、関税税率が 0%となり、増値税、消費税は法定納税額の 70%のみが徴収される。また、一般輸入貨物として扱われない取引の上限額も引き上げられた。しかし、一方で 50 元以下の税額の免除等は受けられなくなり、輸入に係る全体的な税負担は大きくなる可能性がある。そのうち、大部分の消費税を課されない商品の総合税率の水準は 11.9%となる。

商品または取引が規定の条件を満たさず、新政策を適用できない場合は、なお行郵税を課されることになるが、4 月 8 日から適用される行郵税税率も従来より高くなる。

具体的な商品について見てみると、輸入に係る税負担が大きくなるものも小さくなるものもある。次表は、新政策の実施前後における、一部の商品の輸入に係る税負担を比較したものである。(いずれも取引の上限額を超えず、一般輸入貨物として扱われないと仮定する。)

商品	実際の取引 価格 (人民元)	従来に行郵税		越境 EC の小売輸入 に係る税金		税負担の比較	
		税率	輸入税 <sup>a</sup>	総合税率	輸入税	税負担の 変化	税負担の 増減率 <sup>b</sup>
食品	500	10%	0 <sup>c</sup>	11.9%	59.5	+59.5	+11.9%
	600	10%	60	11.9%	71.4	+11.4	+1.9%
紡績品	250	20%	0 <sup>c</sup>	11.9%	29.75	+29.75	+11.9%
	300	20%	60	11.9%	35.7	-24.3	-8.1%
化粧品	100	50%	0 <sup>c</sup>	47%	47	47	+47%
	120	50%	60	47%	56.4	-3.6	-3%

a 試験的運用の対象である越境 EC 企業の場合、電子注文書の販売価格に行郵税税率を乗じて納税額を算出する。

b 税負担の増減率は、輸入税の増減額を取引価格で除して算出した。

c 算出された納税額が 50 元以下であるため、輸入税は免除される。

## 2) 越境 EC に対する税関の実務と管理の規範化

新しい越境 EC の小売輸入租税政策では、“三単合一”という税関の管理上の要求を強調している。つまり、EC プラットフォームを税関とネットワークでつなげ、“三単”(すなわち、注文、支払、物流の情報)を照合できるようにする必要がある。EC プラットフォームが税関とネットワークでつながっていない場合は、宅配企業、郵便企業が“三単”の情報を提供し、かつ相応の法的責任を負うことを承諾しなければならない。また、越境 EC の小売輸入租税政策では、商品のポジティブリストが導入され、越境 EC の小売輸入として扱える商品はリスト上の商品に限られる。さらに、従来は越境 EC 取引で返品が生じた場合の税金の取扱いに関する規定がなかったが、新政策では、返品と税額還付の可能性が初めて示された。これは、返品率の高いアパレル業の越境 EC 企業にとって、積極的な意味を持つものである。

これまで税関は、越境 EC の小売輸入商品を行郵税の課税対象として管理してきたため、税関調査の対象としていなかった。しかし、新政策では、越境 EC の小売輸入商品は輸入貨物の範疇に入ることが明らかにされている。このことは、「税関法」および「税関調査条例」の関連規定に基づき、税関がこのような貨物の輸出入に直接関連する EC 企業に対して調査を行う権限を有することを意味する。

## 3) 越境 EC 業界における競争の変化

新政策はマタニティ・ベビー商品、食品、保健品等の人気のある日用品の税負担に比較的大きな影響を与えるものであり、これらの日用品を専門的に取り扱う小型の EC プラットフォームの価格の優位性はなくなるだろう。一方で、化粧品、アパレル、小型家電、ハンドバッグ、奢侈品等が受ける影響は比較的小さく、特に一部の高級品に係る税負担はむしろ従来より小さくなるため、主にこれらの商品を取り扱う中型・大型の EC プラットフォームにとっては、差別化による競争優位性を得る上で有利といえる。

全体として、新政策は越境 EC の小売輸入商品と一般輸入貨物間の税負担の差を縮小するものであり、輸入に係る税負担の差に過度に依存して価格競争を行うという望ましくない状態を変え、越境 EC 企業が経営と流通の効率の向上を図り、独自の優位性を発揮するよう導く上での助けとなるだろう。

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 問い合わせ

### デロイト トーマツ税理士法人

エグゼクティブオフィサー 大久保 恵美子 email: [emiko.okubo@tohatsu.co.jp](mailto:emiko.okubo@tohatsu.co.jp)

### 東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル5階

T e l : 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax-co](http://www.deloitte.com/jp/tax-co)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。